

## ○大月市産業集積促進事業助成金交付要綱

平成28年12月19日

告示第94号

改正 平成31年3月28日告示第26号

令和2年3月31日告示第42号

(通則)

第1条 大月市産業集積促進事業助成金（以下「助成金」という。）の交付については、大月市補助金等交付規程（昭和43年大月市訓令第3号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、市内において製造業等の立地事業を行う者や本社機能移転等を行う者、情報通信業等の立地事業を行う者に対し助成することにより、活力ある産業集積の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって、本市経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### (1) 製造業等の立地事業

製造業、試験研究所、バイオテクノロジー利用産業、物流業、データセンターその他著しく本市経済の活性化に資するものとして市長が認める事業の用に供する工場又は事業所（以下「工場等」という。）を市内に設置する事業をいう。

### (2) 製造業

統計法（平成19年法律第53号）の規定に基づき、統計基準として定められた日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号。以下「日本標準産業分類」という。）に規定する製造業をいう。

### (3) 試験研究所

自然科学に関する基礎研究、応用研究又は開発研究を行う施設で、日本標準産業分類に掲げる学術・開発研究機関のうち自然科学研究所に分類され、かつ、独立した施設と認められるものをいう。

(4) バイオテクノロジー利用産業

生物の持つ働きを利用し、人間の生活に役立たせる技術を利用する産業をいう。

(5) 物流業

商品の輸送・保管・包装などの事業をいい、日本標準産業分類に掲げる道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。

(6) データセンター

自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業（これらの事業と一体的に行う事業であって、顧客のためにデータベースの作成若しくは管理その他の情報処理を行う事業又は顧客が行う情報処理に対する支援を行う事業を含む）をいう。

(7) 医療機器分野

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品又は同条第4項に規定する医療機器に関わる製品、部品又は素材を生産し、加工し、開発し、又は研究する産業をいう。

(8) 水素・燃料電池関連産業

水素の製造、輸送・貯蔵若しくは利用に関わり、又は水素を化学反応させることにより電力を取り出す燃料電池に関わる製品、部品又は素材を生産し、加工し、開発し、又は研究する産業をいう。

(9) 本社機能移転等

地域再生法（平成17年法律第24号）に基づく「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」について、山梨県知事から承認を受けた者が、この計画に基づく本社オフィス及び研究・研修施設を市内に設置又は拡充することをいう。

(10) 情報通信業等の立地事業

情報通信業等の用に供する事業所（以下「工場等」を含む。）を市内に設置又は拡充する事業をいう。

(11) 情報通信業等

情報処理に関連したサービスを行う事業所をいい、日本標準産業分類に掲げる

情報サービス業、インターネット付随サービス業及びコンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項に規定するもののうち、デジタル形式のものを制作する事業をいう。

(12) 投下固定資産額

工場等の敷地内においてその事業の用に供するため地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する家屋及び償却資産の取得に要する費用のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号。以下同じ）第13条第1号から第3号まで、第6号及び第7号に掲げる減価償却資産（耐用年数が1年未満のもの及び取得価額が20万円未満のものを除く。）の合計額をいう。ただし、情報通信業等に限り、同条第8号（ソフトウェアに限る。）も含めるものとする。

(13) 賃借料

立地事業の用に供する建物及び駐車場等の賃借契約に基づく費用をいう。ただし、情報通信業等に限り、法人税法施行令第13条第1号から第3号まで、第6号から第8号に掲げる資産（第8号はソフトウェアに限る。）を含めるものとし、ファイナンスリース契約取引に基づくものについては、別に定める。

(14) 通信回線使用料

立地事業の用に供するインターネット接続費、専用回線、プロバイダ等の通信回線に係る使用料をいう。

(15) 常時雇用労働者

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者をいう。

(16) 自社所有地新增設事業

製造業又は物流業の用に供する工場等を設置する事業であって、その敷地である土地の取得又は借地権（設定期間が20年以上のものに限る。以下同じ。）の設定の日から3年を超えて当該土地又は借地権に係る土地の上に工場等を設置し、操業を開始するとともに、将来にわたって操業を継続する見込みであるものをいう。

(17) 土地の取得日等

土地取得に係る売買契約書に記載された契約締結の日又は借地権設定の日を

いう。ただし、契約締結日前に土地取得費に充当される売買代金の授受があった場合にはその日を土地取得日とする。

(18) 企業グループによる立地事業

土地の取得、建物の取得を行う者とその土地、建物を使用して操業を行う者が異なる場合において、両者の関係が完全子会社又は連結子会社であるものをいう。

(19) 空き工場等取得費

工場、事業所など、既に建っている建物等を取得する費用をいう。ただし、取得後の改修費用はこれに含まないものとする。

(助成対象)

第4条 この要綱による助成の措置を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する事業を行う者であって、次条の規定により市長の認定を受けたものとする。

(1) 製造業、物流業又はデータセンターであって、次に掲げる要件の全てに該当するもの

ア 新たに市内において土地を取得し、あるいは借地権を設定し、当該土地の取得日等から3年以内に当該土地又は借地権に係る土地の上に工場等を設置し、操業を開始するとともに、将来にわたって操業を継続する見込みであること。ただし、土地取得後に災害その他の特別の事情により製造業等の立地事業を実施することができない期間があった場合、その期間のうち市長がやむを得ないと認める期間は、土地取得日等から操業開始までの期間に算入しないことができる。

イ 投下固定資産額が3億円以上であること。

ウ 操業開始後1年以内に当該操業に伴って増加する常時雇用労働者の数が10人（データセンターを設置する事業にあつては、5人）以上であること。この場合において、うち市内から新たに雇用する者をおおむね3割以上確保できる見込みがあること。

エ 山梨県産業集積促進助成金の交付要件に該当するものであること。

オ 当該事業の実施に当たり環境保全に関する適切な措置が講じられることについて市長の認定を受けたものであること。

(2) 試験研究所、バイオテクノロジー利用産業その他著しく本市経済の活性化に資するものとして市長が認める事業の用に供する工場等を設置する事業であって、前号

アからオまでに掲げる要件の全てに該当するもの

(3) 自社所有地新增設事業であって、第1号イからオまでに掲げる要件の全てに該当するもの

(4) 新たに市内において土地を取得し、あるいは借地権を設定し、本社機能移転等を行う者であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの

ア 当該土地の取得日等から3年以内に当該土地又は借地権に係る土地の上に本社オフィス又は研究・研修施設を設置し、操業を開始するとともに、将来にわたって操業を継続する見込みであること。ただし、本社機能移転等を実施することができない期間があった場合は、第1号アに準ずる。

イ 投下固定資産額が1億円以上であること。

ウ 第1号ウからオまでに掲げる要件の全てに該当するものであること。

(5) 自社所有地に本社機能移転等を行う者であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの

ア 将来にわたって操業を継続する見込みであること。

イ 投下固定資産額が1億円以上であること。

ウ 第1号ウからオまでに掲げる要件の全てに該当するものであること。

(6) 建物等を賃借して本社機能移転等を行う者であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの

ア 市内に設置又は拡充を行う本社オフィス及び研究・研修施設のために建物等を賃借したものであること。

イ 第1号ウからオまでに掲げる要件の全てに該当するものであること。

(7) 情報通信業等であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの

ア 情報通信業等の立地事業の実施のため、建物及び設備機器を取得又は賃借したものであること。

イ 操業開始後1年以内に当該操業に伴って増加する常時雇用労働者の数が5人以上であること。この場合において、市内から新たに雇用する者をおおむね3割以上確保できる見込みがあること。

2 前項各号のいずれかに該当する場合、企業グループによる立地事業についても、助成対象に含めるものとする。

(立地事業の認定)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、立地事業について、あらかじめ市長の認定（以下「事業認定」という。）を受けなければならない。

2 事業認定を受けようとする者は、操業開始前までに市長に事業認定申請書（様式第1号）を提出しなければならない。ただし、前条第2項に該当する者については、現地で操業する者が提出するものとする。

3 市長は、前項の事業認定申請書を審査し適当と認める場合は、必要に応じて条件を付した上で事業認定を行うものとする。

4 市長は、前項の事業認定をしたときは、その旨を事業認定通知書（様式第2号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

(事業認定の辞退)

第6条 前条第3項の規定による事業認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、次のいずれかに該当するときは、事業認定辞退届（様式第3号）により、速やかにその旨を市長に提出しなければならない。

(1) 立地事業を中止し、又は廃止したとき。

(2) 第4条各号に掲げる要件を満たさなくなることが明らかになったとき。

(3) 立地事業における業種又は業態の変更

2 市長は、前項の規定による事業認定辞退届を受けたときは、事業認定を取り消し、その旨を認定事業者に通知するものとする。

(事業認定の変更)

第7条 認定事業者は、立地事業について次のいずれかの変更をしようとするときは、市長の承認（以下「認定変更承認」という。）を受けなければならない。

(1) 第10条第1項各号の表の左欄に掲げる増加する常時雇用労働者の数の規模の区分の変更

(2) 立地事業に伴う投下固定資産額及び賃借料の2割を超える増減

2 認定変更承認を受けようとする者は、市長に事業認定変更申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

3 市長は、前項の事業認定変更申請書を審査し適当と認める場合は、必要に応じて条件を付した上で認定変更承認を行うものとする。

4 市長は、前項の認定変更承認をしたときは、その旨を事業認定変更承認書（様式第5号）により通知するものとする。

（操業開始の届出）

第8条 認定事業者は、操業開始の日から30日以内に操業開始届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（地位の承継）

第9条 認定事業者の地位は、合併その他特別の理由がある場合に限り承継することができる。

2 認定事業者の地位を承継しようとする者は、承継承認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の承継承認申請書を審査し適当と認める場合は、必要に応じて条件を付した上で承継の承認を行うものとする。

4 市長は、前項の承継の承認をしたときは、その旨を認定事業者の地位を承継しようとする者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第10条 市長は、第2条の目的を達成するため、認定事業者に対して、予算の範囲内で次の各号に定める額以内の助成金を交付する。

(1) 第4条第1号に係る事業の場合 次の表の左欄に掲げる助成区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額以下の助成金を交付する。ただし、同表右欄に定める助成限度額を上限とする。

助成区分	助成額	助成限度額
1 県内に初めて工場等を設置する場合	投下固定資産額に1%（空き工場等取得費については0.5%）を乗じた額	1.5億円 ただし、医療機器分野又は水素・燃料電池関連産業の場合は3億円
2 1以外の場合	ただし、立地事業が別表の左欄に掲げる加算要件に該当する場合は、それぞれの右欄に掲げる加算値を加えた率を乗ずるものとする。	6千万円 ただし、医療機器分野又は水素・燃料電池関連産業の場合は1.5億円、医療機器分野又は水素・燃料電池関連産業以外で投下固定資産額が100億円以上の場合は1億円

(2) 第4条第2号及び第3号に係る事業の場合 次の表の左欄に掲げる助成区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額以下の助成金を交付する。ただし、同表右欄に定める助成限度額を上限とする。

助成区分	助成額	助成限度額
1 県内に初めて工場等を設置する場合	投下固定資産額に0.5%を乗じた額 ただし、立地事業が別表の左	1.5億円 ただし、医療機器分野又は水素・燃料電池関連産業の場合は15億円
2 1以外の場合	欄に掲げる加算要件に該当する場合は、それぞれの右欄に掲げる加算値を加えた率を乗ずるものとする。	6千万円 ただし、医療機器分野又は水素・燃料電池関連産業の場合は1.5億円、医療機器分野又は水素・燃料電池関連産業以外で投下固定資産額が100億円以上の場合は1億円

(3) 第4条第4号から第6号までに係る事業の場合 次の表の左欄に掲げる助成区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額以下の助成金を交付する。ただし、同表右欄に定める助成限度額を上限とする。

助成区分	助成額	助成限度額
1 新たに土地等を取得する場合	投下固定資産額に5%を乗じた額（空き工場等取得費については1%） ただし、立地事業が別表の左欄に掲げる加算要件に該当する場合は、それぞれの右欄に掲げる加算値を加えた率を乗ずるものとする。	2千万円
2 自社所有地の場合	投下固定資産額に1%を乗じた額 ただし、立地事業が別表の左欄に掲げる加算要件に該当する場合は、それぞれの右欄に掲げる加算値を加えた率を乗ずるものとする。	2千万円
3 建物等の賃借の場合	賃借料の1/2の額（操業開始から3年間に限る）	年200万円



(4) 第4条第7号に係る事業の場合 次の表の左欄に掲げる助成区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額以下の助成金を交付する。ただし、同表右欄に定める助成限度額を上限とし、助成区分のいずれにも該当する場合には、双方の額を合算する。  
 なお、助成区分のいずれにも該当する場合には、双方の額を合算する。

助成区分	助成額	助成限度額
1 建物及び設備 機器を取得する場合	投下固定資産額に1.4%を乗じた額 ただし、立地事業が別表の左欄に掲げる加算要件に該当する場合は、それぞれの右欄に掲げる加算値を加えた率を乗ずるものとする。	2千万円
2 建物及び設備 機器等を賃借する場合	賃借料又は通信回線使用料の合計の1/2の額 (操業開始から3年間に限る)	年200万円

2 立地事業が市内の既存の工場等の廃止に伴うものである場合における前項各号の規定の適用については、同項の表中「投下固定資産額」とあるのは「投下固定資産額（廃止される工場等の用に供している家屋及び償却資産の固定資産評価額を控除したものの。）」とする。

(分割交付)

第11条 市長は助成金の交付決定に当たり、助成金額が1億円を超える場合には、その支払が単年度1億円を超えない範囲で分割するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を分割して受ける者が第5条の規定による事業認定を受けた立地事業により設置した工場等の操業等（以下「工場等の操業等」という。）を休止し、又は廃止したときは、以後の助成金の支払を行わないものとする。

(助成金の交付申請)

第12条 助成金の交付を受けようとする認定事業者は、操業開始の届出の日から1年以内に、助成金交付申請書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。

- (1) 土地又は借地権の取得を証する書類
- (2) 工場等の概要を明らかにした書類

- (3) 工事請負契約書、売買契約書、賃貸借契約書及び領収書などの投下固定資産額及び賃借料を証する書類
- (4) 操業開始後1年以内に当該操業に伴って増加した常時雇用労働者の数を証する書類
- (5) 第5条第4項及び第7条第4項の規定による通知の写し
- (6) 立地事業が別表に規定する加算要件に該当する場合は、それを証する書類

2 複数年にわたって助成金の交付決定を行う必要のある立地事業については、年度ごとに助成金の交付申請を行うものとし、前項に定める必要書類のうち第3号から第5号までの書類を添付して申請を行うものとする。

(助成金の交付決定)

第13条 市長は、前条の規定による助成金の交付申請があったときは、助成金の交付決定を行い、助成金交付決定書(様式第9号)により認定事業者に通知するものとする。

(助成金の実績報告)

第14条 規程第9条の実績報告書は、第12条の規定による助成金交付申請書の提出をもって報告があったものとみなす。

(状況報告)

第15条 認定事業者は、助成金の交付を受けた日の翌日を基準日として事業状況報告書(様式第10号)により市長に報告しなければならない。

- (1) 1年が経過した日
- (2) 2年が経過した日
- (3) 3年が経過した日
- (4) 4年が経過した日
- (5) 5年が経過した日

2 前項の報告は、基準日から30日以内に行わなければならない。

(助成金の交付決定の取消し)

第16条 市長は、第13条の規定により助成金交付決定書を受けた認定事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 規程又はこの要綱に違反する行為があったとき。

(助成金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 市長は、第13条の規定により助成金交付決定書を受けた認定事業者が次のいずれかに該当するときは、助成金の一部の返還を命ずることができる。

(1) 次条第1項で定める期間内に工場等の操業等を休止し、又は廃止したとき。

(2) 次条第1項で定める期間内に事業の縮小、外注化、転換等により業種、業態の著しい変更をしたとき。

(3) 次条第1項で定める期間内に投下固定資産（第10条の規定による助成金の額の算定の対象となった投下固定資産額に係る固定資産をいう。以下同じ。）を処分したとき。

(操業継続期間等)

第18条 認定事業者は、第4条各号に掲げる要件を満たす立地事業を操業開始から10年間継続して営むよう努めなければならない。

2 認定事業者は、第13条の規定による助成金交付決定書に記載された「増加する常時雇用労働者の数」以上の労働者数を同条の規定による通知の日から3年間維持するよう努めなければならない。

(休止等の事前協議)

第19条 認定事業者は、前条第1項に定める期間内に次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ理由、予定日、解雇者数その他必要な事項について、休止等の事前協議書（様式第11号）により市長に届け出て協議を行わなければならない。

(1) 工場等の操業等を休止し、又は廃止しようとするとき。ただし、倒産の場合を除く。

(2) 事業の縮小、外注化、転換等により解雇、一時帰休、希望退職等の雇用調整が生ずる業種、業態の著しい変更をしようとするとき。

(3) 投下固定資産を処分しようとするとき。

(県との連携)

第20条 市長は、第2条の目的が達せられるよう、県と連携を密にするとともに、山梨県産業集積促進助成金との整合性を図ることに努めるものとする。

(雑則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第5条に定める事業認定を受け、かつ、土地又は借地権を取得済の者については、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則 (平成31年3月28日告示第26号)

この告示は、平成31年3月31日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日告示第42号)

(施行期日)

1 この告示は、令和2年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の大月市産業集積促進助成金交付要綱（以下この項において「新要綱」という。）の規定は、令和2年4月1日以後に新要綱第5条の規定による立地事業の認定がなされた事業に適用し、改正前の大月市産業集積促進助成金交付要綱第5条の規定による立地事業の認定を受けた事業については、なお従前の例による。

別表

加算要件		加算額
成長分野 (第4条第1項第1号から第3号までに係る立地 事業が右欄のいずれかに該当)	医療機器分野	1%
	水素・燃料電池関連産業	1%
	物流業	0.2%
	データセンター	0.2%
高付加価値創出事業 (※1)		0.6%

第4条第1項第1号から第4号の3までに係る立	5人以上	0.2%
地事業における県外からの新規雇用者	10人以上	0.4%
第4条第1項第5号に係る立地事業における県外	1人以上	0.4%
からの新規雇用者		

※1 「高付加価値創出事業」とは、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第24条の規定に基づき課税の特例の適用がある承認地域経済牽引事業をいう。

様式第1号（第5条第2項関係）

年 月 日

（あて先）  
大月市長

申請者 所在地  
企業名  
代表者名 印

事業認定申請書

立地事業について事業認定を受けたいので、大月市産業集積促進事業助成金交付要綱第5条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 工場等の名称及び立地所在地  
名称  
所在地

- 2 事業内容について

概要	日本標準産業分類の業種分類
別表に規定する成長分野の該当の有無	
別表に規定する高付加価値創出事業の該当の有無	

※添付書類

- ・会社の概要（パンフレット等）

- 3 土地について

①既に保有している土地		②今後保有を予定している土地		総面積
土地売買契約日	年 月 日	取得予定日	年 月 日	m <sup>2</sup>

※借地の場合、「土地売買」を「賃貸借」と読みかえる。

※契約書が複数の場合、事業認定申請直前の締結日を記載すること。

※①は当該申請に係る土地をいい、②は当該申請に係る土地で申請時以降に保有する予定の土地をいう。

※添付書類

- ・土地取得に関するすべての契約書の写し
- ・土地取得に関する支払状況を示す書類
- ・土地の概要書（別紙様式1-1）

- 4 事業のスケジュール

操業開始予定日	年 月 日
事業完了予定日	年 月 日

※事業完了日とは、事業認定に係る事業が要綱の要件を全て満たす日のことをいう。

※添付書類

- ・事業認定にかかる事業スケジュール表（別紙様式1-2）

5 土地取得費を除く投下固定資産について

投下固定資産額	円
---------	---

※添付書類

- ・投下固定資産の配置がわかる図面
- ・投下固定資産一覧表（別紙様式1-3-1）

6 賃借料について（本社機能移転等及び情報通信業に限る）

建物等	円
機械設備	円
ソフトウェア	円
計	円

※添付書類

- ・機械設備の配置がわかる図面
- ・賃借料一覧表（別紙様式1-3-2）

7 増加する常時雇用労働者の概要

既に県内に工場等が所在するとき、その常時雇用労働者数	人
既に市内に工場等が所在するとき、その常時雇用労働者数	人
事業認定申請に係る事業で増加する常時雇用労働者数	人
うち、県外から新たに雇用する数	人

※添付書類

- ・県内の工場等の常時雇用労働者の名簿（別紙様式1-4）

8 県内既存工場等について

(1) 名称及び所在地

名称

所在地

(2) 概要

区 分		数 量	金 額	摘 用
土 地				
建 物 等	建物			
	機械装置			
	その他償却資産			
	計			

9 その他の資料

- ・定款及び商業登記簿謄本
- ・決算書（最新決算年度）
- ・環境保全対策届出書（別紙様式1-5）

(別紙様式1-1)

土地の概要書

既に保有している土地	所在地			計
	面積			
	売買賃貸契約日			
	保有の形態	買取・借地	買取・借地	

今後保有を予定している土地	所在地			計
	予定面積			
	契約予定日			
	保有の形態	買取・借地	買取・借地	



(別紙様式1-2)

事業スケジュール表

企業名称	
○土地取得(予定)日・土地賃借(予定)日	
○工場等の設置 ・建設着手(予定)日 ・建設完成予定日 ・操業開始予定日	
土地取得日から操業開始予定日までの期間	年

○常時雇用労働者の採用	
・土地取得日から操業開始予定日までの期間	
うち市内からの新規採用人数	
・操業開始予定日から1年以内の期間	
うち市内からの新規採用人数	
計	人
うち市内からの新規採用人数	人

○事業完了予定日	
----------	--

※建設着手(予定)日は、最初の建物着手日を記載すること  
 ※建設完成予定日は最終の建物完成日を記載すること

	年			年			年			年														
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
土地取得日																								
工場等の設置																								
常時雇用労働者の採用 (採用数(市内者内数))																								
事業完了予定日																								

(別紙様式1-3-1)

投下固定資産一覧表

(1) 建物及びその附属設備

名称	数量	単位	取得(予定)日	取得価額	備考	着手(予定)日

取得額小計 円

(2) 構築物

名称	数量	単位	取得(予定)日	取得価額	備考

取得額小計 円

(3) 機械及び装置

名称	数量	単位	取得(予定)日	取得価額	備考

取得額小計 円

(4) 車両及び運搬具

名称	数量	単位	取得(予定)日	取得価額	備考

取得額小計 円

(5) 工具器具及び備品

名称	数量	単位	取得(予定)日	取得価額	備考

取得額小計 円

取得額合計 円

※建物については着手日、完了日を記入のこと  
※数量は、建物本体については延床面積、機械、装置、車両、運搬具、工具器具、備品は”式””棟””台””個”など適宜表示すること  
※建物、附属設備にかかる請負契約書の写し、又は見積書の写しを添付すること  
※今回の計画の敷地の配置図、工場の平面図(各階)、立面図を添付すること

(別紙様式1-3-2)

賃借料一覧表

(1) 建物等

名称	数量	単位	賃借期間(予定)	賃借価額	備考

賃借額小計 円

(2) 機械及び装置

名称	数量	単位	賃借期間(予定)	賃借価額	備考

法定耐用年数	リース終了後の取得有無

賃借額小計 円

(3) ソフトウェア

名称	数量	単位	賃借期間(予定)	賃借価額	備考

法定耐用年数	リース終了後の取得有無

賃借額小計 円

賃借額合計 円

※数量は、建物本体については延床面積、機械、装置、車両、運搬具、工具器具、備品は”式” ”棟” ”台” ”個” など適宜表示すること

※建物、機械及び装置にかかる賃借契約書等の写し、又は見積書の写しを添付すること

※今回の計画の敷地の配置図、工場の平面図(各階)、立面図を添付すること



(別紙様式1-5)

環境保全対策届出書

企業名  
代表者名

印

1 環境保全についての会社の基本的な考え方

--

2 大気、騒音・振動、水質(排水)、地下水、産業廃棄物についての施設とその内容及び対策について

種別	施設名	能力	具体的な防止対策	関係機関への届出等の有無
大気				
騒音・振動				
水質(排水)				
地下水				
産業廃棄物				

※法令の対象となる特定施設を有する場合は、その施設を含む操業の系統図  
※関係機関へ届出等が済んでいる場合は、交付された受理書のコピーを添付

申請者

大月市長

印

事業認定通知書

年 月 日付けで申請のあった立地事業について、次のとおり事業認定をしたので、大月市産業集積促進事業助成金交付要綱第5条第4項の規定により通知します。

認定事業者の名称及び所在地	名 称	
	所 在 地	
立地事業の概要	工場等立地所在地	
	土地取得費を除く投下固定資産額	
	賃 借 料	
	増加する常時雇用労働者の数	
	うち県外から新たに雇用する者	
助 成 額	要綱第10条第1項第 号の表の助成区分による ただし、別表に規定する加算要件の該当する要件を加える	
備 考	<p>(1) 要綱第4条各号に掲げる要件を満たさないことが判明した場合は助成金交付の対象とならない。</p> <p>(2) 立地事業が次に該当する場合は事業認定変更申請書を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業認定申請書に記載した助成対象の投下固定資産額の2割を越える増減があるとき</li> <li>・ 立地事業における業種、業態の変更があるとき</li> </ul> <p>(3) 立地事業が次に該当する場合は事業認定辞退届を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中止し、又は廃止するとき</li> <li>・ 要綱第4条各号に定める要件を満たさなくなるとき</li> </ul> <p>(4) 事業認定を受けた立地事業について生産等を開始した日から30日以内に操業開始届を提出すること。</p> <p>(5) 要綱12条に基づく助成金交付申請は、山梨県と併せて行うこと。なお、当該助成金交付申請は、大月市補助金等交付規程第9条の補助事業等実績報告書を兼ねる。</p> <p>(6) 要綱第15条に基づき、操業開始後5年間その状況について、事業状況報告書を提出すること。</p>	

加算要件		加算値	該当
成長分野 (立地事業が右欄のいずれかに該当する 場合)	医療機器分野	1%	
	水素・燃料電池関連産業	1%	
	物流業	0.2%	
	データセンター	0.2%	
高付加価値創出事業		0.6%	
第4条第1項第一号から四号の二に係る 事業における県外からの新規雇用者	5人以上	0.2%	
	10人以上	0.4%	
第4条第1項第五号に係る事業における 県外からの新規雇用者	1人以上	0.4%	

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

（あて先）  
大月市長

申請者 所在地  
企業名  
代表者名 印

事業認定辞退届

年 月 日付け 第 号で認定を受けた立地事業について、次の理由により辞退したいので、大月市産業集積促進事業助成金交付要綱第6条第1項の規定により届け出ます。

辞退の理由

（添付書類）  
事業認定通知書の写し



様式第4号(第7条第2項関係)

年 月 日

(あて先)  
大月市長

申請者 所在地  
企業名  
代表者名

印

事業認定変更申請書

年 月 日付け 第 号で認定を受けた立地事業について、次のとおり変更したいので、大月市産業集積促進事業助成金交付要綱第7条第2項の規定により申請します。

1 変更理由

2 変更申請の内容

(1) 土地取得費を除く投下固定資産について

投下固定資産額	円
---------	---

※添付書類

- ・変更する投下固定資産の配置がわかる図面
- ・投下固定資産一覧表(別紙様式1-3-1に準ずる。下線により変更部分を記載)

(2) 賃借料について(本社機能移転等及び情報通信関連に限る)

賃借料	円
-----	---

※添付書類

- ・変更する資産の配置が分かる図面(情報通信関連のリース機械等)
- ・賃借料一覧表(別紙様式1-3-2に準ずる。下線により変更部分を記載)

(3) 増加する常時雇用労働者の概要

変更後の常時雇用労働者数	人
うち、県外から新たに雇用する数	人

3 要綱第7条第1項各号の規定によらない変更事項(例:法人合併による名称変更 など)

様式第5号（第7条第4項関係）

第 号  
年 月 日

（あて先）  
申請者

大月市長 印

事業認定変更承認書

年 月 日付け事業認定変更申請について、次のとおり承認したので、大月市産業集積促進事業助成金交付要綱第7条第4項の規定により通知します。

変更を承認した事業の概要	土地取得費を除く投下固定資産額	
	賃借料	
	増加する常時雇用労働者の数	
	うち、県外から新たに雇用する数	人
その他の変更事項		

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

（あて先）  
大月市長

申請者 所在地  
企業名  
代表者名 印

操業開始届出書

年 月 日付け 第 号で認定を受けた立地事業について、次のとおり操業を開始したので、大月市産業集積促進事業助成金交付要綱第8条の規定により届け出ます。

- 1 工場等の立地所在地
- 2 営む事業
- 3 操業の開始年月日

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

（あて先）  
大月市長

申請者 所在地  
企業名  
代表者名 印

承継承認申請書

年 月 日付け 第 号で認定を受けた立地事業について、次のとおり認定事業者の地位を承継したいので、大月市産業集積促進事業助成金交付要綱第9条第2項の規定により申請します。

- 1 認定事業者  
所在地  
企業名
- 2 承継者の概要  
(1) 承継後の工場等の名称及び所在地  
名称  
所在地

(2) 営む事業について

概 要	日本標準産業分類の業種分類

3 地位承継の理由

- 4 添付資料
  - ・ 承継の理由を明らかにする書類
  - ・ 承継する事業の事業認定通知書の写し
  - ・ 定款及び商業登記簿謄本
  - ・ 決算書（最新決算年度）
  - ・ その他必要な書類

様式第8号（第12条関係）

年 月 日

（あて先）  
大月市長

申請者 所在地  
企業名  
代表者名 印

助成金交付申請書

年 月 日付け 第 号で認定（変更認定）を受けた立地事業  
について、次のとおり助成金の交付を受けたいので、大月市産業集積促進事業助成金交  
付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 助成金申請額 円

2 工場等の概要  
（別紙様式8-1）

3 事業実施状況

土地取得日	年 月 日
操業開始日	年 月 日
事業完了日	年 月 日
対象期間	年 月～ 年 月

※操業開始日は、操業開始届の「操業の開始年月日」をいう。

※事業完了日は、事業認定に係る事業が要綱の要件を全て満たした日のことをいう。

※対象期間は、複数年にわたって交付申請を行う者に限る。

※添付書類 ・事業実施状況表（別紙様式8-2）

4 土地取得費を除く投下固定資産について

投下固定資産額	円
---------	---

※添付書類

- ・投下固定資産の配置がわかる図面
- ・投下固定資産一覧表（別紙様式8-3）

5 賃借料について（本社機能移転等及び情報通信業に限る）

賃借料	円
-----	---

※添付書類

- ・機械設備の配置がわかる図面
- ・賃借料一覧表（別紙様式8-4）

6 増加した常時雇用労働者の概要

増加した常時雇用労働者数	人
うち、県外から新たに雇用した数	人

※添付書類

- ・増加常時雇用労働者名簿（別紙様式8-5）
- ・戸籍の附票等（県内雇用者）
- ・雇用保険被保険者取得確認通知書の写し
- ・会社の申立書（当該工場等への配属を目的に操業開始前に雇用した常時雇用労働者）

7 要綱別表に規定する加算要件

※添付書類

- ・医療機器分野、水素・燃料電池関連産業の場合
  - ①定款及び商業登記簿謄本
  - ②カタログ等医療機器分野、水素・燃料電池関連産業を証する書類
- ・物流業、データセンターの場合
  - 定款及び商業登記簿謄本
- ・高付加価値創出事業の場合
  - 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第24条の規定に基づく確認書
- ・県外からの新規雇用者の場合
  - 戸籍の附票

8 その他の資料

- 事業認定通知書及び事業認定変更承認書の写し

(別紙様式8-1)

工場等の概要

1 助成金対象工場

項目	内容
所在地	
事業所名	
代表者	
業種	
主な生産品	

2 本社

項目	内容
所在地	
会社名	
代表者	
設立年月日	
資本金	
従業員数	
売上額	
業種	
主な生産品	

(別紙様式8-2)

事業実施状況表

企業名称

○土地取得日・土地賃借日

○工場等の設置  
 ・建設着手日  
 ・建設完成日  
 ・操業開始日

○事業完了日

土地取得日から操業開始日までの期間 年

※建設着手日は、最初の建物着手日を記載すること

※建設完成予定日は、最終の建物完成日を記載すること

※複数工期にわたる事業のとき、操業開始日は交付申請にかかるものを記載すること。

※複数工期にわたる事業のとき、事業完了日は交付申請にかかるものを記載すること。

	年			年			年			年														
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
土地取得日																								
工場等の設置																								
常時雇用労働者の採用(採用数(市内者内数))																								
事業完了予定日																								



(別紙様式8-3)

投下固定資産一覧表

(1) 建物及びその附属設備の取得価額	円
(2) 構築物の取得価額	円
(3) 機械及び装置の取得価額	円
(4) 車両及び運搬具の取得価額	円
(5) 工具器具及び備品の取得価額	円
取得額合計	円

※詳細は別紙様式8-3-1、別紙様式8-3-2、別紙様式8-3-3、別紙様式8-3-4、別紙様式8-3-5による。

(別紙様式8—3—1)

(1) 建物及びその附属設備

名称	数量	単位	完成日	取得価額	備考	適否

取得額計 円

※適否欄には記入しないこと  
※建物及びその附属設備にかかる請負契約書、請求書、領収書等の写しを添付すること  
※配置図、工場の平面図(各階)、立面図を添付すること



(別紙様式8-3-3)

(3) 機械及び装置

名称	数量	単位	取得日	取得価額	備考	適否

取得額小計 円

- ※適否欄には記入しないこと
- ※請求書、領収書等の写しを添付すること
- ※設備の配置図を添付すること

(別紙様式8—3—4)

(4)車両及び運搬具

名称	数量	単位	取得日	取得価額	備考	適否

取得額小計	円
-------	---

※適否欄には記入しないこと  
※請求書、領収書等の写しを添付すること

(別紙様式8—3—5)

(5) 工具器具及び備品

名称	数量	単位	取得(予定)日	取得価額	備考	適否

取得額小計 円

※適否欄には記入しないこと  
※請求書、領収書等の写しを添付すること

(別紙様式8-4)

賃借料一覧表

(1) 建物等の賃借額	円
(2) 機械等のリース額	円
(3) ソフトウェアのリース額	円
賃借料合計	円

※詳細は別紙様式8-4-1、別紙様式8-4-2、別紙様式8-4-3による。

(別紙様式8-4-1)

(1) 建物等

名称	賃貸契約期間	賃借額(月額)	賃借額	備考	適否

賃借額小計	円
-------	---

※適否欄には記入しないこと

※請求書、領収書等の写しを添付すること







(別紙様式8-5)

増加常時雇用労働者名簿

番号	氏名	生年月日	住所	入社日	備考

（あて先）  
申請者

大月市長 印

助成金交付決定書

年 月 日付で申請のあった助成金について、次のとおり決定したので、大月市産業集積促進事業助成金交付要綱第13条の規定により通知します。なお、助成金交付請求は、本通知の受領日から15日以内に行ってください。

交付決定対象事業者の 名称及び所在地	名称	
	所在地	
交付決定の内容	工場等立地所在地	
	土地取得費を除く投下固定資産額	
	賃借料	
	増加する常時雇用労働者の数	
	うち、県外から新たに雇用する者	
交付決定額	円	
備 考	<p>(1) 操業開始の日から10年間継続して営むよう努めること。</p> <p>(2) 条件(1)の期間内に、次に該当する場合は休止等の事前協議を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操業等を休止し、又は廃止しようとするとき。</li> <li>・事業の縮小、外注化、転換等により解雇、一時帰休、希望退職等の雇用調整を行うとき又は業種、業態の著しい変更をしようとするとき。</li> <li>・要綱第3条12号に定める固定資産を処分しようとするとき。</li> </ul> <p>(3) 条件(1)の期間内に、次に該当する場合は交付決定を取り消し、また、助成金の返還を命じることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立地事業の要件を欠くに至ったとき。</li> <li>・要綱第3条第12号に定める固定資産を処分することにより、収入があったとき。</li> <li>・事業の縮小、外注化、転換等により業種、業態の著しい変更をしたとき。</li> <li>・大月市補助金等交付規程又はこの要綱に違反する行為があったとき。</li> </ul> <p>(4) この通知は、大月市補助金等交付規程第7条の交付決定通知を兼ねる。</p> <p>(5) 助成金交付請求は、所定の様式により行うこと。</p>	

（あて先）  
大月市長

届出者 住所  
氏名又は名称  
代表者氏名 印

事業状況報告書

年 月 日付け大月市指令第 号で交付決定のあった助成金について、大月市産業集積促進事業助成金交付要綱第15条第1項の規定により、次のとおり認定事業の状況（年 月 日から 年 月 日まで）を報告します。

1 企業の概要

(1) 企業の名称等（報告時点）

企 業 名		代表者名	
本社所在地		資 本 金	
全従業員数		決 算 日	

※企業の概要などを説明するパンフレットその他参考資料（最新時点のもの）を添付してください。

(2) 過去3年間の収支状況

区 分	年度	年度	年度	備 考
売り上げ	百万円	百万円	百万円	
当期利益	百万円	百万円	百万円	

※上記状況を確認できる資料（決算書等）を添付してください。

(3) 直近の年度における納税額

（単位：千円）

不動産取得税	法人事業税			法人市民税	合 計
	資産割分	付加価値割分	所得割分		

(4) 担当者連絡先

氏 名	
所 属	
所在地	
電 話	
メールアドレス	

2 生産の概要

生産品目	
年間製品出荷額	年度 億円
当該事業を取り巻く環境について	

3 設備投資の概要（投資実績及び今後の計画）

（単位：百万円）

区分	投資実績及び今後の計画					備考
	操業開始時 ( . )	報告1年後 ( . )	操業 3年後まで ( . )	操業 5年後まで ( . )	計	
用地取得費						
建物及び 附属施設						
機械設備等						
合 計						

4 雇用に関する概要

(1) 自社で雇用し、当該事業所で事業に従事する者に関すること (単位：人)

区 分	実績及び計画		備 考
	報告時点 ( . )	フル操業時 ( . )	
合計人数			
正社員			
上記以外			

※「上記以外」について、備考欄に雇用形態の種別を記載してください。(例：出向、パート等)

(2) 上記(1)以外に当該事業所で事業に従事する者に関すること (単位：人)

区 分	実績及び計画		備 考
	報告時点 ( . )	フル操業時 ( . )	
人 数			

※備考欄には、事業に従事する者を確保する方法を記載してください。(例：派遣、請負等)

(3) 総事業従事者数に関すること(上記(1) + (2)) (単位：人)

区 分	実績及び計画		備 考
	報告時点 ( . )	フル操業時 ( . )	
総事業従事者数			
(1) の数			
(2) の数			

5 地域との共生に関する概要

(1) 環境保全について(当事業所の取り組み実績)

大気関係 (粉じん及び悪臭関係)	
水質関係 (土壌汚染関係を含む)	
騒音振動関係	
廃棄物関係	
その他の取り組み	

(2) 周辺地域からの雇用について

ア 今までの実績

イ 今後の取り組み

(3) 地元企業への発注について

ア 今までの実績

イ 今後の取り組み

(4) その他の地域貢献について

ア 今までの実績

イ 今後の取り組み

6 その他特記事項



様式第11号（第19条関係）

年 月 日

（あて先）  
大月市長

届出者 所在地  
企業名  
代表者名 印

休止等の事前協議書

助成金の交付に係る工場等の操業（事業）について、次のとおり休止（廃止、変更）する予定ですので、大月市産業集積促進事業助成金交付要綱第19条の規定により届け出ます。

- 1 工場等の立地所在地
- 2 営む事業
- 3 事業認定等について
  - (1) 事業認定日
  - (2) 交付年月日
  - (3) 交付決定額 円
- 4 休止（廃止、変更）の概要
  - (1) 予定時期
  - (2) 理由
- 5 解雇、一時帰休又は希望退職募集の概要
  - (1) 予定時期
  - (2) 人数
  - (3) 対応方針
- 6 その他

様式第1号 (第5条第2項関係)

様式第2号 (第5条第4項関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第7条第2項関係)

様式第5号 (第7条第4項関係)

様式第6号 (第8条関係)

様式第7号 (第9条関係)

様式第8号 (第12条関係)

様式第9号 (第13条関係)

様式第10号 (第15条関係)

様式第11号 (第19条関係)